

令和3年度
船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により、令和3年度船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果について、その意見は下記のとおりである。

記

1. 審査の対象 令和3年度船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算
2. 審査の期日 令和4年8月2日(火)
3. 審査の実施場所 船井郡衛生管理組合管理棟2階会議室
(京都府南丹市八木町室河原大見谷47番地)
4. 審査の方法 審査に付された決算書及び決算添付書類について、関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査の結果も参考にして、計数の正確性、事務処理の正否、更に予算執行上の適否について実施した。
5. 審査の意見 会計の決算及び決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており計数は正確で内容も適正であると認められた。
なお、次の点に注意し、今後も正確、的確な処理に努められたい。
①収入未済額について、不納欠損処分を行うなど関係法令に則り適正に処理されたい。
②公用車両の更新等については、適正かつ計画的な管理を行うとともに公有財産としての適正な会計処理に努められたい。また、車両購入に関して、入札経過等を整理し、公平性・透明性の確保に努められたい。

令和4年8月3日

船井郡衛生管理組合

管理者 西村 良平 様

船井郡衛生管理組合

監査委員

齊藤 稔

監査委員

吉田 尋子